

指定介護予防短期入所生活介護

指定短期入所生活介護

重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
茨城県指定 第0872200423号

1 事業者

しふくかい

- (1) 法人名 社会福祉法人 至福会
法人所在地 茨城県鹿嶋市須賀1346-5
電話番号 0299-84-7611
代表者氏名 理事長 小山 典宏
設立年月 平成7年4月3日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所 平成16年6月2日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所平成18年4月1日指定
茨城県指定 0872200423号

* 当事業所は、特別養護老人ホーム セ・シボン かしまに併設されています。

(2) 事業所の目的

指定介護予防短期入所生活介護及び指定短期入所生活介護(以下「指定短期入所生活介護等」という。)は、介護保険法令に従い、契約者(利用者)が、その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、契約者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、指定短期入所生活介護等を提供します。

- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム セ・シボン かしま

- (4) 施設の所在地 茨城県鹿嶋市須賀1350-1

(5) 電話番号 0299-84-1165

(6) 施設長氏名 沢島 恭子

(7) 当事業所の運営方針

①本事業所において提供する指定短期入所生活介護等は、介護保険法令の趣旨及び内容に沿ったものとします。

②契約者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及び家族のニーズを的確に捉え、個別に介護計画を作成することにより、契約者が必要とする適切なサービスを提供します。

③契約者又はその家族に対し、サービス内容及び提供方法について解り易く説明します。

④適切な介護技術をもってサービスを提供します。

⑤常に、提供したサービスの質の管理、評価を行います。

(8) 開設年月 平成16年 6月 2日

(9) 通常の事業の実施地域 茨城県鹿嶋市、潮来市、神栖市、銚田市

(10) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	8:30~17:15
サービス提供時間	1日24時間提供

(11) 利用定員 1日に指定短期入所生活介護等を提供する定員は10名とする。

(12) 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	定数	備考
個室	60室	10人を単位としたユニットケア方式（6ユニット）洋室：42室 和室：18室
キッチン	6室	ユニット毎に1ヶ所設置
食堂兼リビング	6室	ユニット毎に1ヶ所設置
浴室	6室 2室	個浴（ユニット毎に1ヶ所設置） 機械浴槽・特殊浴槽・一般浴槽
医務・看護職員室	1室	

- * 居室の変更: 契約者から居室の変更希望の申し出あった場合には、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。
- * 居住費(滞在費)について
居住費として、室料と光熱水費が、自己負担金になります。
- * 室料と光熱水費は、介護保険の基準サービスとならないため、ご利用の際は、ご契約者に別途利用料金をご負担いただきます。

3 職員の配置状況

当事業所では、契約者に対して指定短期入所生活介護等を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

主な職員の配置状況

職種	常勤換算	指定基準	備考
1 施設長（管理者）	1名	1	
2 介護職員	20名以上	} 20	
3 看護職員	3名以上		
4 生活相談員	1名以上	1	
5 機能訓練指導員	1名以上	1	
6 介護支援専門員	1名以上	1	
7 管理栄養士	1名	1	
8 事務員	1名以上		
9 嘱託医	0.2名	必要数	週1回

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制			
1 施設長 (管理者)	日勤	午前	8:30 ~	午後 5:30
2 介護職員 3 介護支援専門員	早出	午前	7:00 ~	午後 4:00
	日勤	午前	8:30 ~	午後 5:30
	遅出	午後	1:00 ~	午後 10:00
	夜勤	午後	10:00 ~	午前 7:00
4 看護職員	早出	午前	7:00 ~	午後 4:00
5 機能訓練指導員	遅出	午前	10:30 ~	午後 7:30
6 生活相談員	早番	午前	8:00 ~	午後 5:00
	日勤	午前	8:30 ~	午後 5:30
7 事務員	遅番	午前	9:00 ~	午後 6:00
8 管理栄養士	日勤	午前	8:30 ~	午後 5:30
9 嘱託医	毎週	1回		

※ 勤務体制は支援状況等により変更することがあります。

4 当事業所が提供する基準サービスの概要

当施設では、契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 当施設が提供する基準介護サービス(契約書第4条参照)

以下のサービスについては、滞在費、食費を除き通常9割(一定以上所得がある方は7~8割)が介護保険から給付されます。別表1及び2をご確認ください。

① 居室の提供

② 食事

* 当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに契約者の身体
の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。(食事メニューの選択)

* 契約者の自立支援のため、離床してユニット内のリビングにて食事を
とっていただくことを原則としていますが、希望があれば居室や他の場
所での食事も可能です。また、契約者の希望やその時々状態に応じて、
食事時間をずらすことも可能です。

食事時間 (下記の時間から、お食事を摂っていただけます)

朝食 8:00~

昼食 12:00~

夕食 18:00~

③ 入浴

- * 入浴又は清拭を週2回以上行います。
- * 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④ 排泄

- * 排泄の自立を促すため、契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤ 栄養管理

- * 管理栄養士による栄養の管理を行い、個々の契約者の健康状態、栄養状態に合わせた給食を行います。

⑥ その他サービス

- * 寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- * 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- * 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。
- * 利用者の意向を踏まえ、食後の口腔ケア（歯磨き）を行い、口腔内の衛生が保たれるよう援助します。
- * その他別表2の加算内容に体制を整備し、該当したサービス内容について実施します。
- * 契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払い頂きます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- * 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、契約者の負担額を変更します。別表の自己負担金一覧表には、次の(2)の①食費（材料費及び調理等関係費）、滞在費を含めて計上してあります。

サービス利用自己負担金一覧表(1日あたり)(契約書第9条参照)

別表の料金表によって、契約者の要介護度及び利用サービスに応じた金額(自己負担額)をお支払いいただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第9条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額が契約者の負担となります。

① 食事の材料費及び調理関係費

- * 契約者に提供する食事の材料にかかる費用及び調理関係の費用の合計額です。負担限度額認定を受けていない場合の食費は、食材料費及び調理関係費として当施設との契約額をお支払いいただきます。

* 通常の食事以外にコーヒーや紅茶、おやつ等の嗜好品についてご用意する食材料費についてご負担いただきます。胃ろうの方のご負担はありません。

② 滞在費

負担限度額認定を受けていない場合の滞在費は、当施設との契約額をお支払いいただきます。

③ 送迎の費用

当事業所利用の場合、送迎は原則としてご家族にお願い致します。ご都合がつかない場合、受付時間(午前8:30～午後5:15)内で、可能な限り受託します。

* 短期入所生活介護事業所等への入所及びそこから退所以外の移送費は、別表の通りご負担いただきます。遠方の場合や職員の勤務状況により、対応ができないこともあります。

④ 複写物の交付

契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

⑤ 日常生活上必要となる諸費用実費

* 日常生活用品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用で、契約者に自己負担いただくことが適当であるものに関する費用は、ご負担いただきます。

⑥ その他

* 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と事由について、変更の2ヶ月前までにご説明します。

* 持ち込み家電等について、メンテナンス、修理等は原則としてご家族に対応をお願いいたします。加湿器の水の交換は職員が行います。ご家族等が遠方で対応が困難な場合には、職員又は業者が対応いたしますが、メンテナンス、清掃中に起こる破損、故障等については、責任を負いかねますので予めご了承ください。

* 介護用品、福祉用具については、標準型を無料で貸し出しますが、個別性の高い介護用品、福祉用具については、自己負担での対応をお願いいたします。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第9条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月20日までに金融機関口座からの自動引き落としでお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

- 利用予定日の前に、契約者の都合により指定短期入所生活介護等の利用を中止、又は変更若しくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出て下さい。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出がされた場合、取消料として下記料金をお支払い頂く場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - *利用予定日の前日までに申し出があった場合無料
 - *利用予定日の前日までに申し出がなかった場合当日の利用料金の10%
- サービス変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

5 身元引受人、残留物引取人(契約書第23条参照)

- ① 契約利用者は入所時に身元引受人を立てるものとします。また、身元引受人が残留物引取人を務め所有物を引き受ける責任を負うものとします。
- ② 契約者又は残置物引取人は、連絡を受けた後2週間以内に残置物を引き取るものとします。但し、契約者又は残置物引取人は、特段の事情がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者はその旨連絡するものとします。
- ③ 事業者は、前項但し書きの場合を除いて、契約者又は残置物引取人が引き取りに必要な相当な期間が過ぎても残置物を引き取る義務を履行しない場合には、当該残置物を契約者又は残置物引取人に引き渡すものとします。但し、その引き渡しに係る費用は契約者又は残置物引取人の負担とします。
- ④ 事業者は、契約者が残置物引取人を定めない場合には、自己の費用で契約者の残置物を処分できるものとします。その費用については、契約者からの預かり金等自己の管理下にある金銭がある場合には、その金銭と相殺できるものとします。
- ⑤ 身元引受人は契約利用者の緊急時に対応できる方（施設近隣市区町村の方等）を立てるものとします。ただし、真にやむを得ない特別の事情があると認められ、身元引受人がいない場合にはこの限りではありません。
- ⑥ 身元引受人は、契約者の家族の代表者として、家族の意思を取りまとめることとし事業者との連絡調整を行うこととします。
- ⑦ 身元引受人は、第9条に定める利用料金の連帯保証人とし、契約利用者には債務不履行があった時は、本契約から生じる契約利用者の債務を負担

するものとしします。

- ⑧前項の身元保証人の負担極度額は1,500,000円を限度としします。
- ⑨身元引受人が負担する債務の元本は、利用者が契約終了した時に、確定するものとしします。
- ⑩身元引受人から請求があった時は、事業者は身元引受人に対し、遅滞なく、利用料等の支払い状況や延滞金の額、損害補償の額等、利用者の全て債務の額等に関する情報を提供するものとしします。
- ⑪身元引受人の住所または氏名、電話番号を変更した時及び身元引受人が死亡等の為変更を要する時は、その旨を速やかに通知しなければならないものとしします。
- ⑫身元引受人の死亡、辞任、その他の事由により、身元引受人が欠けたとき又は、身元引受人の行方不明その他の事由により身元引受人が第21条8項に定める責務の履行をすることが出来ない状態に至ったと事業者が判断したときには、契約者は速やかに、新たに身元引受人を選定し、第21条第9項で定める極度額の限度で、第21条8項で定める責務を連帯保証するものとしします。

6 緊急時又は事故発生時の対応

(1) 緊急時の対応

サービス提供中に、契約者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

(2) 事故発生時の対応

- ①契約者に対するサービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに契約者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- ②事故防止のため、委員会等において転倒、転落、誤飲、誤嚥等について、具体的な事故防止の対策を関係職員に周知徹底すると共に、事故が生じた際にはその原因を解明し、対策を講じます。
- ③契約者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。但し契約者の責に起因した事故の場合はその範囲ではありません。

7 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

また、苦情受付ボックスを設置しています。

- 苦情受付窓口 苦情受付担当者 生活相談員 宮沢 美穂
苦情受付責任者 施設長 沢島 恭子

○ 受付時間 毎週 月曜日～金曜日
9:15～17:15

(2) 第三者委員 長谷川 彌 電話番号 0299-62-3547
早見 透 電話番号 0299-92-5656

(3) 行政機関、その他の苦情受付機関

鹿嶋市役所 健康福祉部 介護長寿課 所在地 鹿嶋市平井1187-1
電話番号 0299-82-2911

潮来市役所 高齢福祉課 所在地 潮来市辻626
電話番号 0299-63-1111

神栖市役所 福祉部 長寿介護課 所在地 神栖市溝口4991-5
電話番号 0299-90-1111

鉾田市役所 介護保険課 所在地 鉾田市鉾田1441-1
電話番号 0291-33-2111

茨城県社会福祉協議会内 所在地 水戸市千波町1918
運営適正化委員会 電話番号 029-305-7193

茨城県国民健康保険団体連合会 所在地 水戸市笠原978-26
介護保険課 電話番号 029-301-1565

8 生活保護法による保護受給世帯員について

契約者が生活保護法による保護法受給世帯員の場合、サービス利用料等の支払い方法は、介護保険法令及び生活介護保険法令の定めるところによります。

9 第三者による評価について

実施の有無	無し
実施した年月日	—
実施した評価機関の名称	—
情報当該結果の開示状況	—

年 月 日

指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護予防短期入所生活介護事業所
指定短期入所生活介護事業所
特別養護老人ホーム セ・シボンかしま

説明者職名 生活相談員 氏名 宮沢 美穂 印

指定短期入所生活介護等の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を受けました。

契約者住所 _____

契約者氏名 _____ 印

身元引受人住所 _____

身元引受人氏名 _____ 印

別表1 サービス利用料金(介護保険給付金)日額

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス 利用料金	5,290	6,560	7,040	7,720	8,470	9,180	9,870
1割の自己 負担金	529	656	704	772	847	918	987
2割の自己 負担金	1,058	1,312	1,408	1,544	1,694	1,836	1,974
3割の自己 負担金	1,587	1,968	2,112	2,316	2,541	2,754	2,961

別表2 契約者の自己負担額(月額)

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分				
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
要支援 1	給付費	1割	529				
		2割	1,058				
		3割	1,587				
	食費		300	600	② 1,000 ②1,300	1,500	
	居住費		880	880	1,370	2,066	
	合計	1割	1,709	2,009	① 2,899 ② 3,199	4,095	
		2割	2,238	2,538	① 3,428 ② 3,728	4,624	
		3割	2,767	3,067	① 3,957 ② 4,257	5,153	
	要支援 2	給付費	1割	656			
			2割	1,312			
3割			1,968				
食費		300	600	①1,000 ②1,300	1,500		
居住費		880	880	1,370	2,066		
合計		1割	1,836	2,136	① 3,026 ② 3,326	4,222	
		2割	2,492	2,792	① 3,682 ② 3,982	4,878	
		3割	3,148	3,448	① 4,338 ② 4,638	5,534	

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護 1	給付費	1割	704			
		2割	1,408			
		3割	2,112			
	食費		300	600	①1,000 ②1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	1,884	2,184	① 3,074 ② 3,374	4,270
		2割	2,588	2,888	① 3,778 ② 4,078	4,974
		3割	3,292	3,592	① 4,482 ② 4,782	5,678
	要介護 2	給付費	1割	772		
2割			1,544			
3割			2,316			
食費		300	600	①1,000 ②1,300	1,500	
居住費		880	880	1,370	2,066	
合計		1割	1,952	2,252	① 3,142 ② 3,442	4,338
		2割	2,724	3,024	① 3,914 ② 4,214	5,110
		3割	3,496	3,796	① 4,686 ② 4,986	5,882
要介護 3		給付費	1割	847		
	2割		1,694			
	3割		2,541			
	食費		300	600	① 1,000 ② 1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	2,027	2,327	① 3,217 ② 3,517	4,413
		2割	2,874	3,174	① 4,064 ② 4,364	5,260
		3割	3,721	4,021	① 4,911 ② 5,211	6,107

介護度	利用サービス 自己負担額		所得階層区分			
			第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
要介護 4	給付費	1割	918			
		2割	1,836			
		3割	2,754			
	食費		300	600	①1,000 ②1,300	1,500
	居住費		880	880	1,370	2,066
	合計	1割	2,098	2,398	① 3,288 ② 3,588	4,484
		2割	3,016	3,316	① 4,206 ② 4,506	5,402
		3割	3,934	4,234	① 5,124 ② 5,424	6,320
	要介護 5	給付費	1割	987		
2割			1,974			
3割			2,961			
食費		300	600	①1,000 ②1,300	1,500	
居住費		880	880	1,370	2,066	
合計		1割	2,167	2,467	① 3,357 ② 3,657	4,553
		2割	3,154	3,454	① 4,344 ② 4,644	5,540
		3割	4,141	4,441	① 5,331 ② 5,631	6,527

加算(要件に該当した場合に算定します)				
項目	1割	2割	3割	備考
◎生活機能向上連携加算(Ⅰ)(個別機能訓練加算を算定していない場合)	100 (月)	200 (月)	300 (月)	外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に算定。算定の基準は次のいずれにも適合すること。 イ 指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師(以下「理学療法士等」という)が短期入所生活介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同してアセスメント及び利用者の身体の状態等の評価をしたうえで、個別機能訓練計画を作成していること。
◎生活機能向上連携加算(Ⅱ)(個別機能訓練加算を算定している場合)	200 (月)	400 (月)	600 (月)	ロ 個別機能訓練に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。 ハ 機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに一回以上評価し、必要に応じて利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。
◎機能訓練体制加算	12 (日)	24 (日)	36 (日)	機能訓練指導員を1名以上配置している場合算定。
◎個別機能訓練加算	56 (日)	112 (日)	168 (日)	契約者の生活機能向上に資するよう心身の状況を重視した機能訓練を行います。機能訓練指導員等が契約者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後三月ごとに一回以上、契約者の居宅を訪問した上で、訓練内容の見直しを行った場合算定。
◎認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 (日)	400 (日)	600 (日)	認知症高齢者等の在宅生活を支援する観点から、家族関係やケアが原因で認知症の行動・心理症状が出現したことにより在宅での生活が困難になった者の緊急受入を行った場合、算定。(入所日から7日を上限)
◎若年性認知症利用者受入加算	120 (日)	240 (日)	360 (日)	受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行います。(認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。)
○看護体制加算(Ⅰ)	4 (日)	8 (日)	12 (日)	利用者の重度化等に伴う医療ニーズに対応する観点から、常勤の看護師の配置や基準を上回る看護職員の配置している場合算定。 ただし、看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イは算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イは算定しない。 (Ⅰ)常勤の看護師を1名以上配置していること
○看護体制加算(Ⅱ)	8 (日)	16 (日)	24 (日)	(Ⅱ) ①看護職員を常勤換算方法で入所者数が25又はその端数を増すごとに1名以上配置していること。 ②当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員により、24時間の連絡体制を確保していること。

○看護体制加算 (Ⅲ)イ	12 (日)	24 (日)	36 (日)	(Ⅲ)イ ①利用定員が二十九人以下であること。 ②算定日が属する年度の前年度又は算定日が属する月の前三月間の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3以上である者の割合が百分の七十以上であること。
○看護体制加算 (Ⅳ)イ	23 (日)	46 (日)	69 (日)	③常勤の看護師を一名以上配置していること。 (Ⅳ)イ (Ⅱ)に該当し、(Ⅲ)イ①及び②に該当していること。
○医療連携強化加算	58 (日)	116 (日)	174 (日)	次のいずれかに該当する状態の契約者に対して、看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イを算定しており、短期入所生活介護を行った場合算定。ただし、在宅中重度者受入加算を算定している場合は、算定しない。 ・喀痰吸引を実施している状態 ・呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態 ・中心静脈注射を実施している場合 ・人工腎臓を実施している場合 ・重篤な心機能障害 ・呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態 ・人工膀胱又は人工肛門の処置を実施している状態 ・経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態 ・褥瘡に対する治療を実施している状態 ・気管切開が行われている状態
○看取り連携体制加算	64 (日)	128 (日)	192 (日)	次の要件を満たし、利用者について看取り期におけるサービス提供を行った場合は、死亡日及び死亡日以前30日以下について、7日を限度として算定。 ①次のいずれかに該当すること。 イ 看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イ若しくはロを算定している。 ロ または看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ若しくはロを算定しており、かつ、短期入所生活介護事業所の看護職員により、又は病院、診療所、訪問看護ステーション若しくは本体施設の看護職員との連携により、24時間連絡できる体制を確保していること。 ②看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して当該対応方針の内容を説明し、同意を得ていること。
○夜勤職員配置加算(Ⅱ)	18 (日)	36 (日)	54 (日)	次のいずれかの要件を満たしている場合算定。 イ 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を1名以上上回っている場合。 ロ 夜勤を行う介護職員・看護職員の数が、最低基準を0.9名以上上回っている場合。 入所者の動向を検知できる見守り機器を入所者数の15%以上設置していること。施設内に見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し、必要な検討等が行われていること。

○夜勤職員配置加算(Ⅳ)	20 (日)	40 (日)	60 (日)	夜勤職員配置加算(Ⅱ)イの要件に加え、夜勤時間帯を通じて、看護職員を配置していること又は喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置している場合に算定。(この場合、登録喀痰吸引等事業者として都道府県の登録が必要)。ただし、Ⅳイを算定している場合はⅡイを算定しない。
◎送迎費(片道)	184 (回)	368 (回)	552 (回)	利用者の自宅から当該施設まで、当該職員が送迎した場合
○緊急短期入所受入加算	90 (日)	180 (日)	270 (日)	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として当該指定短期入所生活介護を行った日から起算して7日(利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日)を限度として算定。ただし、認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定している場合は算定しない。
◎口腔連携強化加算	50 (回)	100 (回)	150 (回)	職員が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った場合、1月に1回に限り算定。
◎療養食加算	8 (回)	16 (回)	24 (回)	医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食を提供した場合に1日3回を限度として算定。
○在宅中重度受入加算①	421 (日)	842 (日)	1263 (日)	指定事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合
○在宅中重度受入加算②	417 (日)	834 (日)	1251 (日)	①看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イを算定している場合(看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イを算定していない場合に限る)
○在宅中重度受入加算③	413 (日)	826 (日)	1239 (日)	②看護体制加算(Ⅱ)又は(Ⅳ)イを算定している場合(看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イを算定していない場合に限る)
○在宅中重度受入加算④	425 (日)	850 (日)	1275 (日)	③看護体制加算(Ⅰ)又は(Ⅲ)イ及び(Ⅱ)又は(Ⅳ)イをいずれも算定している場合。 ④看護体制加算を算定していない場合。
◎認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 (日)	6 (日)	9 (日)	利用者総数のうち、日常生活に支障を来す恐れのある症状若しくは行動が認められることから介護を要する認知症の者の占める割合が2分の1以上。認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た以上配置し、チームをとして専門的な認知症ケアを実施した場合。
◎認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 (日)	8 (日)	12 (日)	認知症専門ケア加算Ⅰの要件を満たし、かつ認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置(認知症日常生活自立度Ⅲ以上のものが10人未満の場合は実践リーダー研修修了者と指導者研修修了者は同一で可)、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施している場合。

◎生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100 (月)	200 (月)	300 (月)	①生産性向上推進体制加算(Ⅱ)の要件を満たし、(Ⅱ)のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。 ③職員間の適切な役割分担(いわゆる介護助手の活用等)の取組等を行うこと。 ④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。 ただし、生産性向上推進体制加算(Ⅱ)を算定している場合は算定しない。
◎生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10 (月)	20 (月)	30 (月)	①入居者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を定期的に行っていること。 ②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。 ③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うこと。
◎サービス提供体制強化加算Ⅰ	22 (日)	44 (日)	66 (日)	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士の割合が常勤換算で介護職員の80%以上 ②勤続10年以上の介護福祉士35%以上 Iロ介護福祉士の割合が常勤換算で介護職員の50%以上
◎サービス提供体制強化加算Ⅱ	18 (日)	36 (日)	54 (日)	介護福祉士の割合が常勤換算で介護職員の60%以上
◎サービス提供体制強化加算Ⅲ	6 (日)	12 (日)	18 (日)	以下のいずれかに該当すること。 ①介護福祉士の割合が常勤換算で介護職員の50%以上 ②常勤職員75%以上 ③勤続7年以上30%以上
◎介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	14.00%	基本サービス費に各加算減算を加えた総単位数に所得に応じた割合で乗じた単位数を加算		
◎介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	13.60%			
◎介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	11.30%			
◎介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	9.00%			

(注)◎予防給付、介護給付共通の加算 ○介護給付のみの加算

※1 食費及び居住費は、介護保険の給付外となるため、契約者と事業者との契約となります。(所得階層区分1, 2, 3段階の方は、負担限度額が設定されています)

当事業所の食費は、1,500円となっております。所得階層区分1, 2, 3段階の方は、基準費用額1,445円の料金の差額分が、補足給付として、介護保険から給付されます。

4段階以上の方は、食費は1食毎(朝食350円、昼食600円、夕食550円)にご負担いただきます。1, 2, 3段階の方は、1日に1食でも提供した場合、減額分の金額のご負担となります。外泊等で1日に1食も提供しなかった場合、食費の負担はありません。

居住費は、日額2,066円となっております。所得の低い方は、負担額が低く設定されており、所得階層区分1, 2, 3段階の方は、基準費用額の2,066円との料金の差額分が、補足給付として、介護保険から給付されます。

なお、所得階層区分は、市町村から介護保険負担限度額認定証が届き次第決定となります。介護保険負担限度額認定証が届きましたら、ご提出をお願い致します。ご提出いただかない場合は、4段階以上の利用料請求となります。

※2 一定所得者と認定された方は介護保険料が2割又は3割負担となります。

別表3 日常必要となる諸費用・実費

契約者、家族の意向によってサービスを利用した場合にご負担いただくもの		
貴重品管理費	預貯金通帳、印鑑、年金証書等の管理するサービス	1日 100円
複写物の交付	契約者にかかわる記録等を複写し交付するサービス	1枚 10円 (A4を標準)
移送(注1)	個別処遇の一環として、契約者、家族の要望により行う外出等の移送サービス	1kmあたり 30円
買い物代行(注1)	契約者の希望に応じて特別な買い物をするサービス	1回 1,000円
理容サービス	理容師の出張による理容サービス	実費
クリーニング	特別な衣類のクリーニングを専門の業者に依頼した場合の費用	実費
クラブ活動	希望により参加していただくクラブ活動にかかる費用	材料費は実費
お好み食事(治療食ではない)	通常提供させていただく食事以外に特別に希望がある場合の提供(お酒や希望される副菜等)にかかる費用	実費
嗜好品費	通常提供させていただく食事以外にコーヒーや紅茶等の飲み物、おやつ等の嗜好品についてご用意する食材料費(胃ろうの方を除く)	1日 150円
日常生活上必要となる諸費用	契約者の日常生活に要する費用でご負担いただくことが適当である物の費用(義歯洗浄剤、歯磨き粉、ティッシュ、口腔ケア用ガーゼ、経管栄養に必要なチューブ等の材料、保湿クリーム等)	実費
電話代	希望により電話を使用した場合の費用	実費
個人専用の家電の電気代等	電気使用料(コンセント使用量)	1日 80円
	特別電気機器(電気毛布、電気カーペット、こたつ等の暖房機器及び加湿器、冷蔵庫等)	1日 80円
	テレビ貸出料	1日 50円
衛生管理	インフルエンザ予防接種等	実費
無料でご提供させていただく主なもの		
日用品	トイレトペーパー、石鹸、シャンプー、汚物処理用ゴミ袋等(これら以外の日用品についてはご購入ください)	
おむつ	紙おむつ、尿取りパット、リハビリパンツ	
衣類の洗濯	契約者の特別な衣類以外の日常着の洗濯	
施設備品	ベッド、車椅子(標準型)	

(注1) 移送、買い物代行は職員の勤務状況により対応できない場合がありますので予めご了承ください。

(注2) 利用料金の支払いに口座振替を利用される場合には、振替手数料として実費負担があります。